

計画作成年度	令和5年度
計画主体	岩手県軽米町

# 軽米町鳥獣被害防止計画

(令和5年度～令和7年度)

<連絡先>

担当部署名 軽米町 産業振興課

所在地 九戸郡軽米町大字軽米 10-85

電話番号 0195-46-2111 (代)

(ダイヤルイン) 0195-46-4740

FAX番号 0195-46-2335

メールアドレス sangyoshinkou@town.karumai.iwate.jp

(産業振興課代表アドレス)

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、カワウ、ゴイサギ、アオサギ、シラサギ、ツキノワグマ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岩手県軽米町全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、アオサギ、シラサギ	水稻、豆類、飼料（デントコーン、ロール）、野菜、果樹、雑穀	被害面積 93 a 被害額 <u>2,708</u> 千円
カワウ、ゴイサギ、アオサギ、シラサギ	放流漁（アユ、ヤマメ、イワナ）	被害額 0千円
ツキノワグマ	飼料（デントコーン）、野菜、果樹、養蜂	被害面積 20 a 被害額 198千円
ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ	果樹、豆類、野菜、水稻	被害面積 146 a 被害額 1,389千円
ニホンジカ	水稻、小麦、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、牧草	被害面積 373 a 被害額 3,075千円
イノシシ	水稻、飼料	被害面積 71 a 被害額 769千円

### (2) 被害の傾向

○カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、アオサギ、シラサギ  
農作物や生活環境への被害が発生している。農作物被害は田植え後の水田の踏み荒らしや農作物収穫直前の被害が多く、水稻、雑穀、豆類及び野菜、果樹の食害に加え、飼料のロールへの穴あけ等の被害が発生している。ムクドリによる果樹の花芽の食害も多く報告されている。また、カラスによりごみ集積所が散らかされ、町の美観が損なわれるなど、生活環境にも悪影響を及ぼしている。また糞による建物汚損被害も発生している。

○カワウ、ゴイサギ、アオサギ、シラサギ  
カワウは平成21年頃から雪谷川、瀬月内川と川幅のある河川での目撃情報が寄せられており、岩手県が内水面漁連に委託し行った生息実態調査によれば、23年6.7月に12羽、同年10月にも12羽目撃されている。令和3年度において被害報告はなかったが、カワウは魚食性が強い鳥であるため、アユなどの放流魚捕食により、

内水面漁業資源に被害をもたらしていると考えられる。

ゴイサギ、アオサギ、シラサギはカワウ程ではないものの、内水面漁業資源に被害をもたらしていると考えられる。

#### ○ツキノワグマ

生息状況については、町内全域で目撃情報が寄せられており、増加傾向にあると推測される。ツキノワグマによる農業被害は、主に飼料作物（デントコーン）への被害となっているが、野菜、果樹、養蜂への被害も発生している。

#### ○ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ

町内全域に生息しているとみられるが、ノウサギによる農業被害は、野菜や果樹の樹皮（冬期）に発生している。ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネによる果樹、豆類、野菜などの被害が確認されている。今後、さらに増えると推測される。

#### ○ニホンジカ

生息状況については、平成26年春から旧晴山村地域で初めて目撃情報が報告されている。現在の被害は多岐にわたり多く確認されている、複数での目撃情報が増えていることから、ニホンジカの被害は、生息頭数の増加によりさらに拡大する可能性があることから、早期に捕獲することが重要である。

#### ○イノシシ

平成30年度に初めて目撃情報が寄せられ、その場所が町中心街に近い場所であったことから、既に洋野町境から中心部には入ってきていることが予想された。その後、幼獣を含む集団の目撃情報があったことから、町内で繁殖していると予想される。また、イノシシによる農作物被害も確認されたことから、被害防止に向けて早急に対応する必要がある。

#### ○ニホンザル

令和3年度に、目撃情報が寄せられ、令和4年度にも子連れがみられ、町内で繁殖し始めていることが予想される。ニホンザルによる被害の報告があるわけはないが、今後すぐにでも被害が発生してもおかしくない現状であると推測される。

#### ○アライグマ

観測はされていないが、生息域が拡大しており特定外来生物でもあることから、警戒する必要がある。

### (3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、アオサギ、シラサギ	被害面積 93 a 被害額 <u>2,708</u> 千円	被害面積 60 a 被害額 1,400千円

カワウ、ゴイサギ、アオサギ、シラサギ	被害額 0千円	被害額 0千円
ツキノワグマ	被害面積 20 a 被害額 198千円	被害面積 10 a 被害額 100千円
ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、アライグマ	被害面積 146 a 被害額 1,389千円	被害面積 100 a 被害額 1,000千円
ニホンジカ	被害面積 373 a 被害額 3,075千円	被害面積 200 a 被害額 1,500千円
イノシシ	被害面積 71 a 被害額 769千円	被害面積 40 a 被害額 400千円

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、軽米町鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣の追い払いや、ワナ、猟銃による捕獲を実施している。</li> <li>・罨免許不要の場合に限り、小型箱罨の貸出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽米町鳥獣被害対策実施隊隊員の高齢化が進んでおり、担い手の育成が重要となっている。</li> <li>・農業者のわなによる捕獲の許可申請人数、わな免許取得者の増加が重要。</li> <li>・イノシシや、シカの捕獲頭数が少ない。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者による電気柵等の設置。</li> <li>・草刈り等による緩衝帯を整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が広大であり、効果的な設置が困難。</li> <li>また、農業者自ら鳥獣被害から農作物を守ろうとする意識の醸成が必要。</li> <li>・国庫事業を用いた電気柵設置等を計画的に行い、地域住民とも協力し、鳥獣被害防止対策を行う。</li> </ul>

#### (5) 今後の取り組み方針

鳥獣の生息状況の調査研究、定期的な刈払い等の実施による緩衝帯の整備、安全で効果的な箱わな、くくり罨等の捕獲機材と、導入したデジタルトランシーバーを活用し猟銃等使用時の安全と捕獲効率の向上に努める。また、町民に有害鳥獣出没時の情報提供を呼びかけるとともに、関係機関の情報共有体制の強化、及びセンサーカメラによる有害鳥獣の生息状況などの実態把握に努める。罨免許不要の場合、小型有害鳥獣を目的とした小型箱罨の貸出を行う。

さらに、捕獲の対策をより効果的に行うため、地元の農家を始め自治会、新岩手

農協、二戸地方森林組合、西部河川漁協等関係団体と捕獲技術向上や被害防除実施について連携を強め対策を講じていく。

鳥獣被害防止を図る上で侵入防止対策は必要不可欠である。農作物を鳥獣被害から行政に守ってもらうという意識から、農業者自らが農作物を守っていくという意識への醸成を図り、侵入防止柵の設置や近隣の苅払いなどにより、野生鳥獣が農地へ侵入しづらく状況にしていく必要がある。

また、複数農地を囲うなど広いエリアへの電気柵等の設置については地域住民にも説明会等を実施し、国庫事業等を用いた対応を検討する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲については、県の鳥獣保護管理事業計画に基づき行う。また、被害状況に応じた効果的な方法（追い払い、箱わなやくくりわな、猟銃による捕獲等）及び防除体制について検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。

また、鳥獣被害防止特措法第9条に基づく軽米町鳥獣被害対策実施隊により、被害の早期発見及び迅速かつ安全な捕獲に努める。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5 ～7年 度	カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、アオサギ、シラサギ、カワウ、ゴイサギ、ツキノワグマ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ	ニホンジカについて、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画及び岩手県第二種特定鳥獣管理計画に基づきながら適正な捕獲を実施し、積極的に捕獲する。また、カラス、ムクドリ、カワウ、ゴイサギについては積極的に捕獲、アオサギ、シラサギについては、加害が確認され次第捕獲する。ツキノワグマについては個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ防除対策を講じた上で（注意喚起、誘引物の除去、防御や追い払いの効果が得られない場合など）必要最小限の捕獲を行うこととする。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメについては、被害が広範囲にわたって見られることから、可能な限りの捕獲を目標とする。

キジバト、アオサギ、シラサギ、カワウ、ゴイサギについては、下記の捕獲計画数以内の捕獲とする。

ツキノワグマについては、町としての捕獲頭数目標は設定しないが、県ツキノワグマ管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。ツキノワグマの個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ被害防止対策（注意喚起、誘引物の除去、防御や追払い等）を講じた上で、効果が得られない場合は、必要最小限の捕獲に努める。

ノウサギ、タヌキ、アナグマ、キツネについては、被害量・被害額は微減しているが目撃情報から察すると個体数は増えている事が予想されることから、下記計画の捕獲数を目標とする。

また、ハクビシンは被害面積、被害量、被害金額が増加傾向にあり、その生息数は増えていると予想されることから、下記計画の捕獲数を目標とする。

ニホンジカについては、目撃情報や農作物被害についても増加が報告なされていることから、個体数が増加していると考えられるため可能な限りの捕獲を目標とする。

イノシシについては、その生息が初めて平成30年度に軽米町内で目撃され、その後も目撃情報がよせられており、被害の拡大が予想されることから、捕獲頭数目標を可能な限り捕獲することとする。

ニホンザルについては、目撃情報が寄せられはじめ、被害が予想されることから捕獲頭数目標を可能な限り捕獲することとする。

アライグマについては、特定外来生物であるため可能な限り捕獲することとする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
カラス	可能な限り捕獲		
ムクドリ	可能な限り捕獲		
カルガモ	可能な限り捕獲		
スズメ	可能な限り捕獲		
キジバト	50羽	50羽	50羽
アオサギ	10羽	15羽	20羽
シラサギ	10羽	15羽	20羽
カワウ	10羽	20羽	30羽
ゴイサギ	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	必要最小限の捕獲		
ノウサギ	40羽	60羽	80羽
ハクビシン	20頭	30頭	40頭
タヌキ	20頭	30頭	40頭
アナグマ	20頭	30頭	40頭
キツネ	20頭	30頭	40頭
ニホンジカ	可能な限り捕獲		

イノシシ	可 能 な 限 り 捕 獲
ニホンザル	可 能 な 限 り 捕 獲
アライグマ	可 能 な 限 り 捕 獲

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>対象鳥獣の捕獲手段は、基本的にわなによる。ツキノワグマやニホンジカおよびイノシシの捕獲については状況により銃器を使用する。捕獲の実施予定時期は、農作物被害が発生する時期であって、ツキノワグマは主に4月から11月、カラスやカルガモなどの鳥類についても4月から10月を中心とする。それ以外の対象鳥獣については、被害状況に応じて捕獲時期や方法、捕獲場所等を検討し実施する。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカ及びツキノワグマによる被害は拡大傾向にある。</li> <li>・当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が効率よく進まない状況にある。</li> <li>・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 軽米町鳥獣被害対策実施隊 23名 うちライフル銃所持人数 8名</p> <p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段：箱わな・くくりわな・ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：4月～3月 捕獲予定箇所：軽米町内全域</li> <li>・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：クマ用箱わな・ライフル銃による捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による</li> </ul>
---

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対 象 鳥 獣	整 備 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシとも、新たな被害状況に応じ設置を検討・実施する。	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシとも、新たな被害状況に応じ設置を検討・実施する。	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシとも、新たな被害状況に応じ設置を検討・実施する。

整 備 予 定 地 区	整 備 予 定 長
小 軽 米 地 区	200m
笹 渡 地 区	400m
山 内 地 区	400m
晴 山 地 区	400m
円 子 地 区	100m
長 倉 地 区	100m

(2) その他被害防止に関する取組

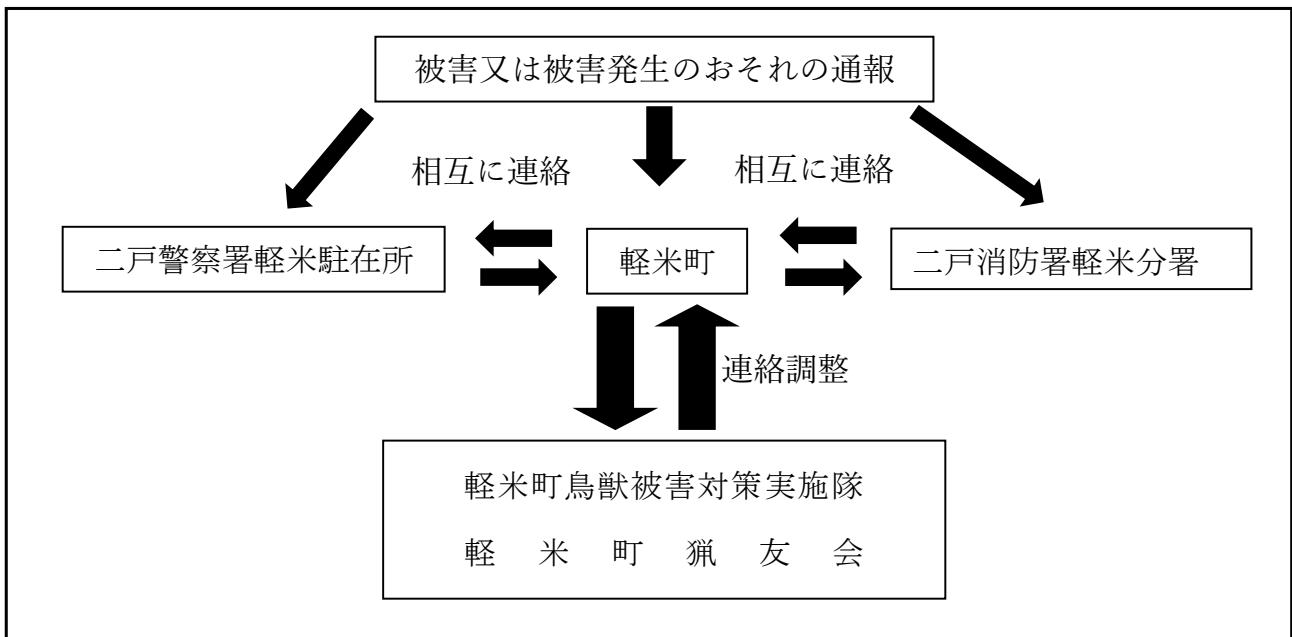
年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和5～7年度	カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、アオサギ、シラサギ、カワウ、ゴイサギ、ツキノワグマ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息状況及び行動域に関する調査の実施</li> <li>・ 農作物収穫残渣等の除去や花火等の使用による被害未然防止など自衛対策の強化</li> <li>・ 被害防止のための研修会や講習会の開催による被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信</li> <li>・ 農業者、集落が実施する鳥獣被害防止対策への支援</li> <li>・ 定期的な刈払い等による緩衝帯の整備</li> <li>・ 防鳥糸による着水抑制の実施</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
軽米町	鳥獣の捕獲許可・指示、情報収集・注意喚起、連絡調整及び住民への広報等
岩手県県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター	鳥獣の捕獲又は追い払いの助言
二戸農業改良普及センター	鳥獣の捕獲又は追い払いの助言
岩手県県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター	鳥獣の捕獲許可、捕獲又は追い払いの助言
岩手県二戸警察署軽米駐在所	銃刀法に基づく安全管理指導、助言及び交通規制
二戸消防署軽米分署	負傷者の搬送
軽米町鳥獣被害対策実施隊	被害調査、鳥獣の捕獲又は追い払い
軽米町猟友会	被害調査、鳥獣の捕獲又は追い払い

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、一般廃棄物扱いで生態系に影響を与えないような方法で焼却及び埋設により適切に処理し、野生鳥獣保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用する。

また、ジビエ料理（珍重される野生鳥獣）など地域資源としての活用を視野に入れ調査・研究を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関すること

衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から食品としての流通、販売等は困難である。  
 今後、食品としての利用については、捕獲頭数とその需要や費用対効果の面などを踏まえて、必要に応じて検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	軽米町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
軽米町	産業振興課において事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
岩手県県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
二戸農業改良普及センター	有害鳥獣の追い払い行為等に関する助言及び指導を行う。
岩手県県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター	有害鳥獣の捕獲許可、被害防止に関する助言及び指導を行う。
新岩手農業協同組合二戸営農経済センター二戸地区担当課	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
二戸地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
西部九戸河川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する提言を行う。
軽米町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の調査・提供と有害鳥獣捕獲及び追い払いの実施を行う。
軽米町猟友会	有害鳥獣関連情報の調査・提供と有害鳥獣捕獲及び追い払いの実施を行う。
軽米町衛生組合連合会	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する提言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
軽米町町民生活課	有害鳥獣捕獲許可、指導、助言
岩手県二戸警察署軽米駐在所	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年度に設置した軽米町鳥獣被害対策実施隊の、充実した活動を存続するために新規隊員を育成し、活動の強化を図る。  
 実施隊員数：40名以下      現在隊員数：23名

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな対象鳥獣の出現や大量発生により計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議し計画の見直し、効果的な被害防止に努める。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の被害防止のため、地元自治会、農協、行政などの関係団体による協力と連携により、地域で被害を防止していくという意識の高揚・醸成を図るとともに、被害防止に関連する知識の共有や技術の向上を目指す。

また、農作物への被害防止のための対策方法について普及啓発に努め、被害防止の情報交換を図る。

さらに、各種会議や研修会への参加と狩猟免許取得促進による人材育成を推進する。